

奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程に関する学生の入学、課程の修了、学位論文の審査、その他学事に関することを行うため、本学に大学院看護学研究科博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）をおく。

(組織)

第2条 博士後期課程委員会は、看護学研究科長及び専攻分野を担当する研究指導教員のうち本学の専任教員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(召集及び成立)

第3条 博士後期課程委員会は、看護学研究科長が召集し、その議長となる。

2 看護学研究科長に事故あるときは、あらかじめ看護学研究科長の指名した看護学研究科博士後期課程委員会委員がその職務を行う。

第4条 博士後期課程委員会は必要に応じて、臨時開会するものとする。

第5条 博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

ただし、海外出張中又は休職中の教授は、委員の数に算入しない。

2 公立大学法人奈良県立医科大学の役員（監事を除く。）は博士後期課程委員会に出席し、意見を述べることができる。

3 看護学研究科長は、必要と認めるときは、委員以外の研究指導教員を博士後期課程委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(審議事項)

第6条 博士後期課程委員会は、次の各号に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 大学院看護学研究科博士後期課程学生の入学、課程の修了に関すること。

二 学位論文審査及び学位の授与に関すること。

三 その他次に掲げる大学院看護学研究科博士後期課程に関する重要な事項

イ 授業科目編成に関すること。

ロ 大学院看護学研究科博士後期課程学生の福利厚生に関すること。

2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる大学院看護学研究科博士後期課程に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

(その他)

第7条 博士後期課程委員会は必要に応じて、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会については、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年9月4日から施行する。